

西原町に住む外国人のみなさんへ To all foreign nationals living in Nishihara

2012年7月9日より外国人登録法が廃止され、外国人住民にも日本人と同様に「住民基本台帳法」が適用されます。これにより外国人住民にも「住民票」が作成され、外国人と日本人で構成する世帯については世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。

This revision enables municipalities to have a better grasp of the members of multinational households (family composed of Japanese and non-Japanese individuals), compared with the current two-tier system that list Japanese members and non-Japanese members of the same family in two separate registrations (Basic Resident Registration and Alien Registration). Municipalities will also be able to issue certified copies of the residence record ("juminhyo") listing all members of such household.

その前段階として5月7日から順次、住民票に記載されることとなる内容について対象となる外国人のみなさんへ通知をして確認していただいています。誤り、記載漏れ、通知が届いていない等の疑問がある場合は総務部町民生活課の外国人登録窓口までご連絡ください。

Based on the same act, we hereby notify you of the information recorded on your provisional resident record. Please check these details carefully.

If you have any questions or find any errors in the information recorded on the provisional resident record, please contact the following person in charge of registration(if there are no errors, no action is necessary).

※ 2012年7月9日(施行日)までは、現在の外国人登録法に基づいた手続きが必要です。特に「居住地」、「在留資格」、「在留期間」、「世帯主の続柄」は、変更申請漏れがないようご注意ください。正確な届出を行っていない場合、住民票が作成されないこともありますので手続はお早めにお願ひします!!

※Until the system comes into effect, please continue to follow normal procedures based on the existing Alien Registration Act. Please ensure that you notify your local government of especially important matters, including changes to your status of residence and period of stay and Address.

法改正についての詳細は下記のホームページをご覧ください。

総務省 《外国人住民に係る住民基本台帳制度について》 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

法務省 《新しい在留管理制度がスタート》 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiaact_1/index.html

お問い合わせ 総務部町民生活課 ☎945-5012

災害時要援護者台帳に登録しましょう!

災害時の避難に不安のある方は、災害時要援護者台帳に登録をしましょう。

● 災害時要援護者台帳とは?

災害のときに自分の力だけでは避難等に不安のある方が、避難を支援していただく方と一緒に登録するもので、災害のときに活用します。

● 要援護者(対象者)とは?

- ① 身体障害手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 70歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ④ 介護保険の要介護認定を受けている方
- ⑤ 認知症高齢者

※ ①～⑤に該当しない方でも、避難することが困難、または不安がある方も、申請することで災害時要援護者として登録することができます。



登録には申込みが必要です。要援護者自身で申込みほか、家族からの申込みも可能です。(ただし、本人の同意と支援者が必要です。)

※ 地域の民生委員は対象家庭を訪問し、情報の提供や申込みの案内を行っています。

※ 申し込み等で分からないことがありましたら、福祉部福祉課または地域の民生委員・自治会長にご相談ください。

西原町は、災害時に一人も見逃さない運動を展開します。

● 申込み・お問い合わせ

福祉部福祉課 社会福祉係

TEL 945-5311

FAX 944-6551



6月1日から7日は
水道週間!

貯水槽(水タンク)の管理について 定期的に点検・清掃を!



○ 受水槽や高置水槽の管理は、建物の管理者(所有者)の責任です!

貯水槽水道(受水槽や高置水槽のある建物)をお使いの場合、貯水槽以降の水質の管理は建物の所有者または管理者が行うことになっています。

安全でおいしい水道水を配水管からお届けしても、受水槽や高置水槽などの内部が不衛生では、安心して水道水を飲んでいただくことができません。管理が不適切なものが見受けられますので、十分な衛生管理をお願いします。



タンク容量
10m³を超える

簡易専用水道

水道法により清掃及び検査が義務付けられています。(下記管理基準参照)
検査、指導等は福祉保健所が行っているため、各種届出、報告が必要となります。

タンク容量
10m³以下

小規模貯水槽水道

簡易専用水道に準じて管理するよう努めなければなりません。(西原町給水条例)
設置者と利用者が同一の戸建住宅(一般家庭)は、管理基準の対象外ですが適正な管理を心がけてください。

【管理基準】

1.(貯水槽の清掃)

1年以内ごとに1回、定期的に貯水槽(タンク)の清掃を行い、清掃時に水槽内の破損や劣化の点検を行いましょ。

2.(貯水槽の点検)

有害物、汚水等に汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど、定期的に点検を行いましょ。

3.(水質検査の実施)

1年以内ごとに1回以上、定期的に水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する水質の検査を行いましょ。

4.(給水停止及び利用者への周知)

供給する水が人の健康を害するおそれがあるとわかった時はただちに給水を停止し、その水を使用する事が危険であることを関係者に周知してください。

※貯水槽清掃業、同水質検査業の登録業者については南部福祉保健所(☎889-6799)又は上下水道課へお問い合わせください。

○第54回水道週間 平成24年度水道週間スローガン

「さあ今日も水と元気が蛇口から」

毎年6月1日から7日は「水道週間」です。水道利用者の理解と関心を深めるため、全国的に広報活動を中心としたさまざまな関連行事が催されます。本町でも下記行事を予定しています。

- 節水パレード 6月1日午後2時(西原町管工事協同組合との共催。車両による広報パレード)
- 水道施設見学 6月1日・7日・8日(町立各小学校4年生を対象に西原浄水場等を施設見学案内)

「安全でおいしい水道水推進運動実施中!」

お問い合わせ 建設部上下水道課 ☎945-4934

株式会社 ふちかみ

沖縄支店 紙業部 〒901-0502 八重瀬町字大頓1302番地 TEL 998-9950